

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月8日 山形地方法務局寒河江支局 登記官 佐藤敏満

記

|   | 手 続 番 号        | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|---|----------------|-------------------|
| 1 | 3901-2023-0002 | 寒河江市大字白岩字向山1808番5 |
| 2 | 3901-2023-0003 | 寒河江市大字白岩字向山1808番6 |
| 3 | 3901-2023-0004 | 寒河江市大字白岩字向山1808番7 |
| 4 | 3901-2023-0005 | 寒河江市大字白岩字向山1808番8 |
| 5 | 3901-2023-0006 | 寒河江市大字白岩字楯1924番2  |